

借地借家法の一部を改正する法律案(衆第一六号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢の変化に伴う土地の利用形態の多様化に対応するため、事業用建物の所有を目的とする定期借地権の存続期間の上限を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、専ら事業用建物の所有を目的とし、かつ、存続期間を十年以上五十年未満とする場合には、契約の更新、建物の築造による存続期間の延長及び建物の買取り請求をしないこととする事業用定期借地権を設定できる。
- 二、一の事業用定期借地権の設定を目的とする契約は、公正証書によつてしなければならない。
- 三、この法律は、平成二十年一月一日から施行する。